

# ふくしま知財戦略協議会設置要綱

## (目的)

第1条 知的財産を取り扱う各機関等（以下「連携機関」という。）との更なる有機的連携を進め、本県における知的財産の創造、保護及び活用によるイノベーションを推進し、もって本県の産業競争力の強化及び地域経済の活性化を図るため「ふくしま知財戦略協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

## (検討事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討する。

- 一 知的財産戦略に関する推進計画の策定に関すること。
- 二 連携機関の協力・情報共有に関すること。
- 三 知的財産の創造、保護及び活用促進の強化に関すること。
- 四 その他、知的財産戦略の推進に関すること。

## (構成)

第3条 協議会は、会長が指名する者により構成する。

- 2 協議会に会長を置き、商工労働部長をもって充てる。
- 3 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

## (幹事会)

第4条 実務的な事項について検討するため、協議会に幹事会を置き、ふくしま知財支援連絡会を充てる。

## (守秘義務)

第5条 協議会及び連絡会の会員は、協議会及び連絡会活動の中で知り得た生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の秘密情報について、いかなる第三者にも開示または漏洩してはならない。

## (事務局)

第6条 協議会の事務局は、福島県商工労働部産業振興課内に置く。

## (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和3年8月4日から施行する。